

県営土地改良事業（水利施設整備（水利区域内農地集積促進型））鳥栖南部地区の計画を変更したので、土地改良法（昭和 24 年法律第 195 号）第 87 条の 3 第 6 項において準用する同法第 87 条第 5 項の規定により、関係書類を次のとおり縦覧に供します。

なお、利害関係人でこの土地改良事業計画に異議のあるものは、佐賀県知事に対して書面により異議申立てをすることができます。異議申立書は、平成 28 年 3 月 30 日までに佐賀県東部農林事務所（郵便番号 842-0007 神崎市神埼町鶴 3542）に提出してください。

平成 28 年 2 月 16 日

佐賀県知事 山 口 祥 義

1 縦覧に供する書類

県営土地改良事業（水利施設整備（水利区域内農地集積促進型））鳥栖南部地区の変更後の土地改良事業計画書の写し

2 縦覧の期間

平成 28 年 2 月 16 日から平成 28 年 3 月 15 日まで

3 縦覧の場所

鳥栖市役所